

個人情報ファイルの名称	滞納管理システム	
行政機関等の名称	相馬市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	市税等徴収・収納事務のため	
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4生年月日・年齢、5本籍・国籍、6電話番号、7メールアドレス、8身体の特徴を返還した符号等、9個人番号、10住民票コード・宛名番号、11職業・職歴、12地位、13賞罰、14所属団体、15資産、16収入、17納税額等、18取引状況、19口座情報、20家族状況、21親族関係、22婚姻、23扶養関係、24公的扶助、25健康状態、26社会的身分、27病歴、28犯罪歴、29犯罪による被害の事実、30心身の機能障害、31刑事事件に関する手続き、32その他(生死の別)	
記録範囲	市税滞納者	
記録情報の収集方法	本人からの申告・申請、社会福祉課の保有する情報を利用、他自治体等からの外部提供、金融機関からの外部提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	有	
記録情報の経常的提供先	無	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 企画政策部企画政策課	
	(所在地) 相馬市中村字北町63番地の3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	無	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	(実施なし)
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	